

鈴鹿市告示第 6 1 号

鈴鹿市災害時要援護者宅家具固定事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 6 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市災害時要援護者宅家具固定事業実施要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市災害時要援護者宅家具固定事業実施要綱（平成 1 6 年鈴鹿市告示第 1 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<u>鈴鹿市災害時要配慮者宅家具固定事業実施要綱</u> （趣旨） 第 1 条 この要綱は、<u>災害時要配慮者</u>の住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震災害時の被害を軽減するため、<u>災害時要配慮者</u>の属する世帯が居住する住宅の家具を固定する者を当該住宅に派遣する事業（以下「家具固定事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 この要綱において「<u>災害時要配慮者</u>」とは、市内に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1）～（6） 略 2 略	<u>鈴鹿市災害時要援護者宅家具固定事業実施要綱</u> （趣旨） 第 1 条 この要綱は、<u>災害時要援護者</u>の住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震災害時の被害を軽減するため、<u>災害時要援護者</u>の属する世帯が居住する住宅の家具を固定する者を当該住宅に派遣する事業（以下「家具固定事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 この要綱において「<u>災害時要援護者</u>」とは、市内に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1）～（6） 略 2 略

(申込手続等) 第4条 家具固定事業を利用しようとする<u>災害時要配慮者</u>又は<u>災害時要配慮者</u>と同一の世帯に属する者は、<u>鈴鹿市災害時要配慮者宅家具固定事業申込書</u>を市長に提出しなければならない。 2 略	(申込手続等) 第4条 家具固定事業を利用しようとする<u>災害時要援護者</u>又は<u>災害時要援護者</u>と同一の世帯に属する者は、<u>鈴鹿市災害時要援護者宅家具固定事業申込書</u>を市長に提出しなければならない。 2 略
--	--

附 則

この告示は、公表の日から施行する。